

男鹿市自殺対策計画（概要）

第1章 計画策定の趣旨等

1 趣旨

誰も自殺に追い込まれることのない
生き心地の良い男鹿の実現を目指す。

2 計画期間

平成31～35年度まで（5年間）

3 計画の数値目標

平成35年の自殺者数を4人以下、
大綱目標年（平成37年）は3人以下
とし、基準年（平成27年）比30%

第2章 男鹿市における自殺の現状

- ・年間自殺者数は平均10.6人であり
（平成20～29年）、自殺率は全国、
秋田県より高い。
- ・自殺者は、男性が女性より多い。
- ・原因は、健康問題が最も多い。
- ・自殺者は、同居者がいる場合のほう
が、いない場合より多い。
- ・高齢者、生活困窮者、無職者・失業

第3章 自殺対策の基本方針

- 1 「生きることの包括的な支援」として
の自殺対策を推進する。
- 2 関連機関の施策との有機的な連携

3 対応のレベルと段階に応じた、さ
まざまな施策を効果的に連動させる

4 自殺対策における実践的な取組と啓
発を両輪で推進する。

5 関係者の役割を明確化し、関係者
同士が連携・協働して取組む。

第4章 いのちを支える自殺対策にお ける取組

1 地域におけるネットワークの強化

- ・「オール男鹿」での取組
- ・県や他機関との連携

2 自殺対策を支える人材の育成

- ・市職員の資質向上
- ・ボランティアの養成と資質向上
- ・民間団体等の活動支援

3 市民への啓発と周知

- ・自殺や自殺関連事象等に関する正し
い知識の普及
- ・相談体制の充実、相談窓口情報等の
分かりやすい発信

4 生きることの促進要因への支援

- ・生活における困りごと相談の充実
- ・勤労者のメンタルヘルス対策の推進
- ・妊娠・出産・子育てに係るメンタル

- ・からだの健康づくりの推進
- ・居場所づくりとの連動による支援
- ・障がい者（児）への支援
- ・家族等の身近な支援者に対する支援

5 子ども・若年層への支援

- ・児童生徒のSOSの出し方に関する
教育の推進
- ・児童生徒が出したSOSを受け止め
る大人の育成
- ・不登校・ひきこもりへの支援
- ・妊娠・出産から就学後までの期間に
おける一貫した支援の推進

6 高齢者への支援

- ・高齢者への相談支援
- ・高齢者の孤立の防止

7 失業・無職・生活に困窮している人 への支援

- ・相談窓口の設置強化
- ・生活困窮者への支援の充実

8 その他関連施策

第5章 自殺対策推進体制

市長をトップとした自殺対策推進本部
を設置し、「オール男鹿」で自殺対策に
取組む。